

○ 教育担当者がしなければならないこと

「定期講習を3年以内ごとに受講」

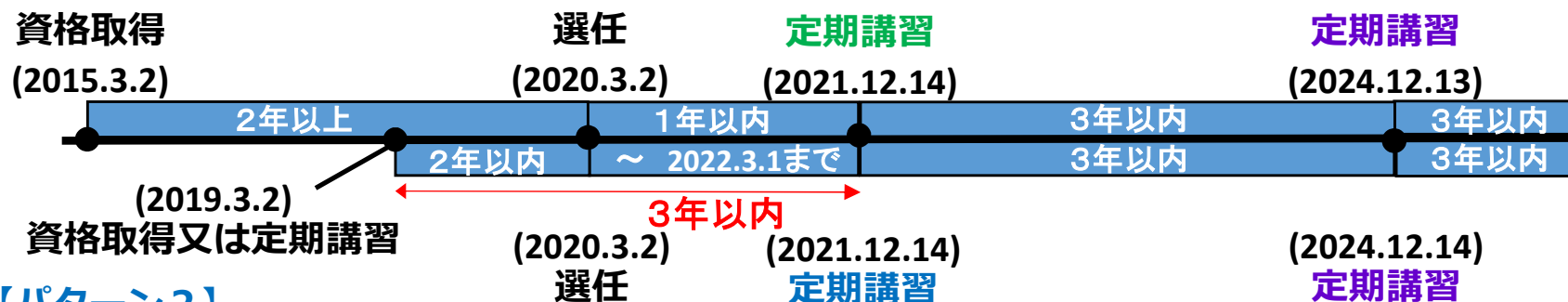
教育担当者定期講習の受講

(条例第56条第3項・第56条の2第2項・要綱12条の3)

防火・防災管理業務受託者は、**新たに防火管理教育担当者を定めたときは、当該防火管理教育担当者に、その定めた日から1年以内に**条例第56条第3項に定める講習（以下「**定期講習**」という。）**を受けさせなければならない。**

ただし、**前条第1項各号のいずれかに該当することとなり、又は定期講習を受けた日から2年以内の者を**防火管理教育担当者として定めたときは、**当該該当することとなり、又は定期講習を受けた日から3年以内に定期講習を受けさせること**をもつて足りるものとする。防火・防災管理業務受託者は、それぞれ防火・防災管理教育担当者に、第1項及び前項において読み替えて準用する第1項の規定により定期講習を受けた日から「**3年以内ごとに定期講習を受けさせなければならない。**」

【パターン1】



【パターン2】

